

広島市開発登録簿調書

登録番号

25

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 75 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容	
			年 月 日	平成 30 年 12 月 27 日			広島市 指令指宅第51号	令和元年11月11日	開発行為変更許可 ① 地盤高さの変更 ② 擁壁の変更 (ブロック積 → 土羽)	
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	広島市南区堀越二丁目 5 番 22 号						
			氏 名	後藤建設株式会社 代表取締役 後藤 直親						
	工 事 施 行 者		住 所	同 上						
			氏 名	同 上						
	許可に 基づく 地位の 承継	承継または 受 理	番 号							
			年 月 日	平成 年 月 日						
		承継した者	住 所							
			氏 名							
		工事施行者	住 所							
	氏 名									
	承継の原因等									
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市南区堀越二丁目 60 番 1 の一部, 60 番 2 の一部, 343 番 2 の一部, 392 番 1 の一部, 392 番 2 の一部, 392 番 3 の一部						
		開 発 面 積		1,696.24 m ²						
		予定建築物の用途		自社ビル						
		宅地区画および戸数		1 棟						
		区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域						
地域・地区			準工業地域・第一種住居地域							
法第 41 条第 1 項の 制限の内容		○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)								
予 定 工 期	着 手	許可の日から 30 日以内 平成 年 月 日								
	完 了	着手の日から 180 日以内 平成 年 月 日								
工 事 完 了	検 査	広指宅 第 2 号 平成 30 年 4 月 3 日								
	公 告	広島市告示第 196 号 平成 30 年 4 月 3 日								

備 考